

都市計画運用指針

(1) 15件迄

(2) 申請をみる

④ 地域のやうじ

H15.3.27

計画調整第一係の業務

(うちふりかへ)

はうのうけ

1 都市計画の同意

ト教はめい

のほうじがくもつ(都市を保)

- ・都市計画法 18 条、21 条
- ・相方：都市整備課企画調査係
- 14 年度件数実績：埼玉 48 千葉 29 東京 24 神奈川 57
- ・都市計画法は平成 12 年度に大きく改正された。現にある都市計画区域について、新都市計画法の規定により行う「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定及び告示は、H16.5.17 までに行わなくてはならない。各都県の都市計画区域の数は以下のとおり。【埼玉 49 千葉 48 東京 27 神奈川 31】

※注 1 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定の際には、1 都市計画区域につき平均 4 本の協議がくる。

※注 2 神奈川県分のうち 26 都市計画区域については決定済。

図面(14条)

2 都市計画事業の認可

(行けねいく)

- ・都市計画法 59 条、63 条
- ・相方：都市整備課市街地係・街路係（街路・鉄道等）、公園係（公園）、下水道係（下水道）、企画調査係（その他河川など）
- ・14 年度件数実績：埼玉 36 千葉 7 東京 75 神奈川 8
- ・都県等は国の認可を受けて都市計画事業を行うことができる。計画調整（第一・第二）係は、都市整備課の各担当係とともに打ち合わせに出席、都県等から各事業の説明を受ける。内容が問題ないようであれば、申請書を計画管理課にて受付、起案開始。決裁が終了したら、公文書を発行すると同時に官報掲載の手続をとる（総務課審査係）。（別紙 2 参照）

(2日以内)

(2回目)

【事業認可申請書に添付する書類】

- ① 事業地を表示する図面（法 60 条 3 項 1 号）／＼
- ② 設計の概要を表示する図面（法 60 条 3 項 2 号）／＼
- ③ 資金計画書（法 60 条 3 項 3 号）／＼
- ④ 事業の施行の際に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書（法 60 条 3 項 4 号）

$$\left\{ \begin{array}{l} 1ha = 100a \\ 1a = 100m^2 \end{array} \right.$$

官報の告示

都市計画事業認可の業務フロー

下打ち合わせ 申請の数日前～数ヶ月前

- ：都市整備課各担当係とともに都県から説明をきく。下打ち合わせには極力早い段階から参加すること。問題点等ある場合は、この時点で調整する。
- ：申請書（案）をこの段階でチェックしておく。
- ：添付書類の有無をチェック。足りないものは揃えてもらう。
- ※本省配分案件については、都市整備課から本省各担当事業課へ説明しておく（どんなに遅くとも、本省への事前協議開始前までには本省の了承を得ておく）。

申請書の受理・起案 申請書が届いた日

- ：各都県から局長あて申請書が届く。
- ：計画管理課で受付・起案する。

計画管理課内決裁

都市整備課内等決裁

- ：都市整備課担当者が説明

決裁終了

※本省配分案件の場合

本省への事前協議

- ：本省各担当事業課長あて認可の事前協議を行う。
- ：提出書類は以下のとおり。
 - ・協議文（公文書）
 - ・申請書の写し
 - ・添付書類（法60条3項で規定された書類のみでOK）
- ：添付書類は、申請書本体のものを貸し出す（終了した案件の添付書類については、根気強く言って本省から返してもらって下さい）。

← ねんじ文書

認可書・通知文の発送 決裁終了後、ただし本省配分案件については本省回答日の後

- ：以下の書類を作成し、申請者に送付する。申請者に認可した旨電話連絡する。
 - ・認可書（公文書）
 - ・関係都県知事への通知文（公文書）
 - ・関係市町村への通知文（公文書）

官報掲載の手続 認可と同時に

- ：総務課審査係に官報掲載予定日を確認した上で、以下の書類を提出。

~~官報告示文（案）※官報掲載予定日を記載のこと~~

~~決裁文書（本紙）~~

（第1回）

- ：申請者に電話して、官報掲載予定日を伝える。

※都市計画事業認可が効力を発するのは、認可日ではなく官報掲載日。補助金の交付申請の関係などから申請者から希望日が告げられることがある。

※年末・年度末の官報掲載は、事前に登録が必要（とりまとめ：総務課審査係）。

【所要期間の目安】

下打ち合わせ：数日～数ヶ月

決裁所要時間：2週間以内：4週間以内：6週間程度=2：2：1

本省への事前協議（平均40日）

官報告示：手続をしてから開庁日12日。決裁が間に合わない場合は、官報告示文（案）

だけ先に渡しておく。

年度末は事前登録が必要な上、1ヶ月強かかる。